

投資情報 Q&A

Q:親会社保証付き人民元借入に関する規制が緩和されたと聞きましたが、説明してください。

～**匯発[2014]29号の施行**～

A:「クロスボーダー保証外貨管理規定(以下“匯発[2014]29号”と表記)」が2014年6月1日から施行され、親会社など海外機構の保証付き中国国内借入の取扱いが変更されました。従来、保証履行時には当該偶発債務の外債登記と共に、外債登記金額が当該債務残高を含めて限度額以内となるように要求されていました。しかし、匯発[2014]29号により保証履行時においても当該偶発債務残高は外債限度額管理の対象外となったため、親会社保証付き人民元借入など、クロスボーダー保証による中国国内借入規制が緩和されています。

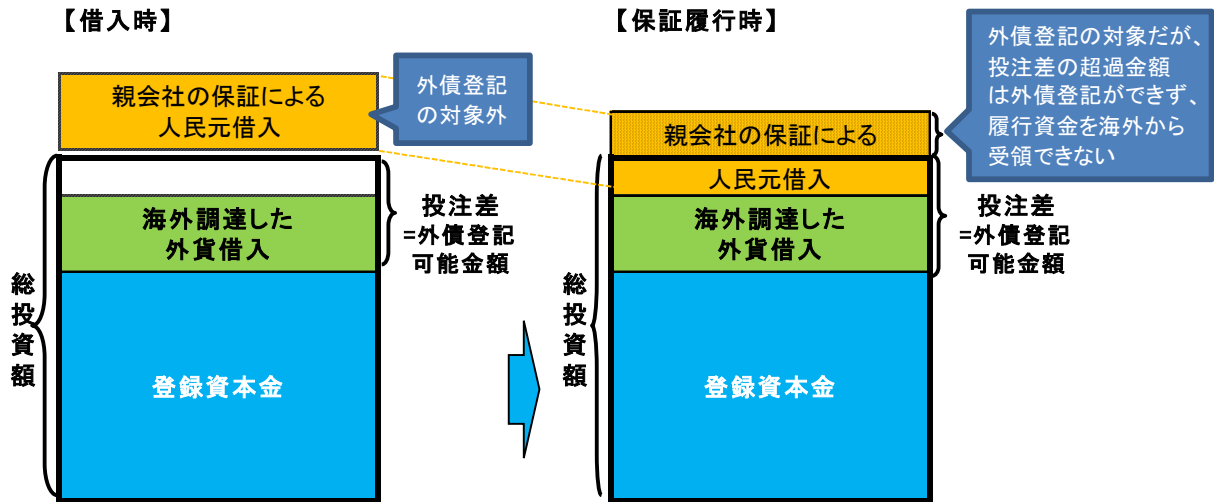
外商投資企業が海外金融機関や親子ローンなどにより海外から資金調達を行う際には、外貨管理局において、当該借入資金の外債登記を行い、且つ、外債登記金額の限度額を投注差(=総投資額-登録資本金)以内とすることが求められています。

【海外からの資金調達限度額】

$$\text{投注差(=総投資額-登録資本金)} \geq \text{中長期外債登記累計額} + \text{短期外債残高}$$

従来の規定では、外商投資企業が中国国内の金融機関から人民元借入を行う際、親会社など海外機構による保証が付けられた人民元借入であれば、借入時点では外債登記を行う必要がなく、また当該借入金額を投注差に含む必要はありませんでした。その一方で、当該借入が返済不能となり海外機構が保証を履行する際には、まず外債登記が要求され、その際には当該金額を含めた外債残高合計が海外からの資金調達限度額である投注差以内となる必要がありました。この際、もし保証履行金額が投注差を超過すれば、超過部分の外債登記が認められないため、金融機関は超過金額部分の保証履行を受けることができませんでした。

【従来規定に基づく、親会社保証付き人民元借入時の外債登記 事例】

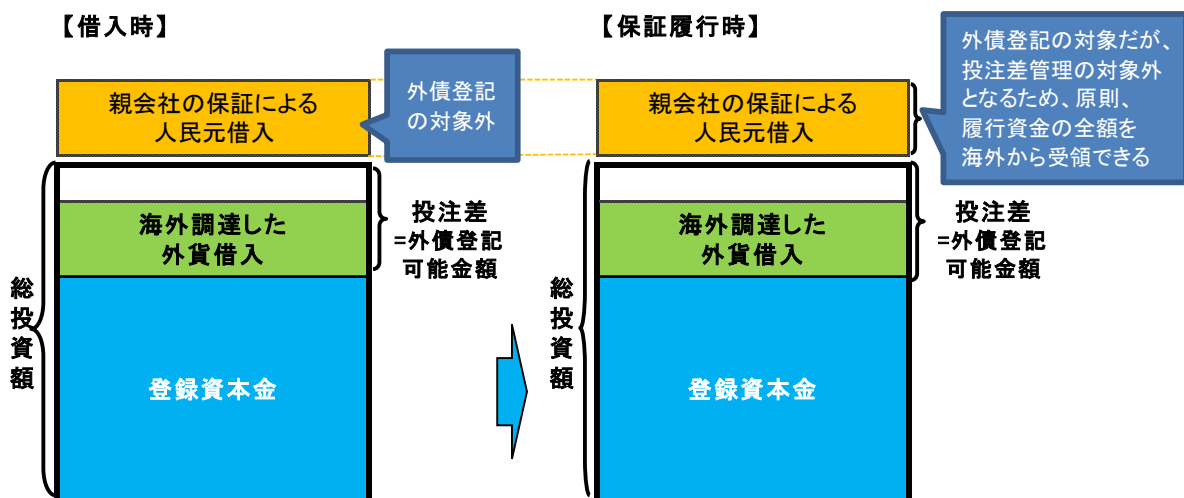


従って、規定上では借入時には当該人民元借入金額が外債残高に含まれないとの建付けでしたが、実務的には借入時点において保証履行金額を外債残高に含めて与信判断されるケースもあり、投資差を超過する場合に借入できない事例も散見されていました。

今般、匯発[2014]29号により保証履行時の偶発債務の取扱いが変更され、海外機構が行う保証履行に対して外貨管理局による外債限度額管理の条項が削除されました。更に、当該保証履行の発生時に金融機関は、直接、海外の保証人から保証履行の受入れが可能と定められました¹。

従いまして、匯発[2014]29号の施行後、海外機構が保証を履行する場合には、履行後15営業日以内に短期外債登記を行うことが要求されますが、当該保証履行金額を投資差の限度額に含める必要は原則なくなりました。

【匯発[2014]29号に基づく、親会社保証付き人民元借入時の外債登記 事例】



¹ 匯発[2014]29号の付則資料2「クロスボーダー保証外貨管理操作手引き」に規定されている。

このように、従来とは異なり、当該履行資金の投注差による限度額管理が緩和されています。また、従来規定では、保証履行時の外債登記は“債務者が行う”とされ、この“債務不履行の状態にある債務者が保証履行に協力する”との実務的な困難がこれまでより指摘されていましたが、今般、金融機関は直接、海外の保証人から保証履行を受けられるなど、その実効性も改善されています。

但し、保証履行により発生した対外債務は、未返済元金残高が前年度末の監査済純資産額を超過してはならないとされています。超過した場合には、匯発[2014]29号に定める“保証履行時には、投注差管理の対象外とする”との例外として外債登記枠を費消します。この際に、外債登記枠が不足する場合には、“認可を経ていない無断の対外借入として処理“されますので、注意が必要です。また、この外債登記を必要とするケースでは依然として債務者が外債登記を行うと定められており、実効性に困難の伴う可能性がある旨にも留意が必要です。

従いまして、未返済元金残高が前年度末の監査済純資産額を超過し、且つ外債登記に空き枠がないケースでは当該借入が困難と判断される可能性が十分に考えられるため、留意が必要です²。

² 匯発[2014]29号では海外企業が海外金融機関から借入を受ける際に、中国企業(現地法人を含む)が海外企業のために保証を差し入れる、国内保証付き海外貸出(所謂“内保外貸”)や、その他の形式のクロスボーダー保証についても規定されており、該当企業は匯発[2014]29号を参照のこと。

トーマツグループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそれらの関係会社(有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング株式会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー株式会社および税理士法人トーマツを含む)の総称です。トーマツグループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各社がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 7,600 名の専門家(公認会計士、税理士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はトーマツグループ Web サイト(www.tohmatsu.com) をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査、税務、コンサルティングおよびファイナンシャル アドバイザーサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを提供しています。デロイトの約 200,000 人を超える人材は、“standard of excellence”となることを目指しています。

Deloitte(デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数指します。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。DTTL およびそのメンバーファームについての詳細は www.tohmatsu.com/deloitte/ をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事案に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的事案をもとに適切な専門家にご相談ください。

© 2014. For information, contact Deloitte Touche Tohmatsu LLC, Deloitte Tohmatsu Tax Co.

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited